

福岡地方裁判所委員会（第53回）議事概要

1 開催日時

令和4年6月30日（木）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

福岡地方裁判所1201号会議室

3 出席者

（委員）

田口直樹（委員長）、稲吉江美、井野憲司、内田敬子、河原誉子、神崎智子、黒川尚子、中村年孝、西村香織、馬場宏明、林雅子、松尾重信、吉村涼（委員長以外の委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

第1刑事部部総括裁判官柴田寿宏、事務局長黒岩康彦、刑事首席書記官下道禎哉

（庶務：福岡地方裁判所事務局）

総務課長小田将士、総務課課長補佐栗山尚久

4 議題

- (1) 裁判員裁判広報における工夫について
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止の取組について

5 議事【5(2)における発言者の表示 □：委員長、○：学識経験者委員、◎：法曹委員、■：説明者】

(1) 委員長の指名

地方裁判所委員会規則第6条第1項に基づき、互選により田口直樹委員を委員長に選出した。

(2) 議題1：裁判員裁判広報における工夫について

ア 裁判員制度について総務課長から概要説明がなされた後、質疑応答を行った。その後、同日開催の裁判員等経験者の意見交換会（以下「意見交換会」という。）を傍聴した上で意見交換を行った。

イ 質疑応答

- 裁判員候補者の選任手続期日への出席率が一度下がった後、上昇した理由は何か。
 - 広報活動等取組みの成果と思われる。
- 企業側の理解度について、現状はどうか。
 - 大企業においては休暇制度を設けるなど裁判員制度への一定の理解をいただいていると考えているが、その上で、いかにして従業員の方が職場の理解を得て裁判員裁判に参加しやすくできるかということが課題と考えている。
- 裁判員を引き受けるに当たって、又は裁判員を引き受けたことが理由で精神的ストレスを負った場合、その方に対する裁判所のサポートはあるか。
 - 裁判員選任後は、24時間態勢でメンタルヘルスサポート窓口があるため、不安、精神的な負担を感じるようなことがあれば、そちらを利用いただくことができる。

ウ 意見交換

- 裁判員候補者に裁判員等経験者の意見を知ってもらえる機会があれば、出席率の向上に資すると思われる。

また、企業における裁判員制度に対する認識は、大企業から中小企業まで様々であり、ホームページ、メルマガ、機関紙等のツールを活用しながら、改めて制度周知を図ることが重要である。

例えば、自身が所属する団体の機関紙で紹介してもよいし、会員を集めて傍聴する機会を設けてもよいし、工夫の方法はいくつもある。
- 国民の間には制度に対する温度感の違いがあり、関心がある人、関心がない人、その中間にいる人に分けられる。その中間層の人たちにPRすることが大切である。

制度が導入された当時は相当報道されていたが、最近は制度自体が報道されなくなった。模擬裁判のようなイベントがあると、報道機関の取材もあって有効ではないか。

また、若い世代には「裁判員に選ばれたら当然に参加する。」となるような法教育が必要である。

- 制度については周知し続けることが大事である。特に、若い世代に対しては、法教育が重要である。
- 裁判員制度に関する動画を裁判所のウェブサイトで視聴したが、カテゴリー分けがされていない。数年前の動画がそのまま配信されているものもあり、現在の運用等に合わせた更新が必要である。また、同一の動画で字幕ありと字幕なしの両方が掲載されているが、字幕ありだけで構わないと思うし、全体を整理した方がよい。
- 裁判員経験者が周囲にいないため、意見交換会では、経験者の生の声を聴くことができ、有益であった。

仕事柄、SNSに関するトラブルの相談を受けることがあるが、裏を返せばそれだけ視聴されているということである。裁判員についても、視聴者が多いSNSを活用した広報は有効である。
- 制度に対する意識が二極化（関心がある又は関心がない）してはいないか。制度をどのように伝えるか、特に、若い世代にどう伝えるか、広報の仕方に工夫が必要である。
- ◎ 裁判員候補者に送付される書類は、堅苦しいものになっているのではないか。裁判員経験者から提出されたアンケートの結果を伝えたり、QRコードを活用してウェブサイトアクセスしやすくするなどの工夫が必要である。
- ◎ 裁判員候補者名簿に登載されたという人は周囲にいない。制度の理解を得るには、情報に接しやすくする必要がある。例えば、QRコードを活用して簡単に広報動画へアクセスできるようにするなどの工夫が必要である。

- ◎ 裁判員経験者の前向きな声が広報に活用されるとよい。
 - ◎ 裁判員に選任された場合、参加することが当然と思えるような環境整備が必要である。
 - ◎ 裁判員裁判に参加することは難しくないということを、どのように伝えるかは難しい問題である。
 - 裁判員経験者の満足度や充実度は高いと感じた。裁判員経験者と裁判員裁判と関わりのない人との温度差が大きい。
 - 97%の方が裁判員裁判に参加してよかったとアンケート結果があるなら、そのフレーズを前面に出してわかりやすく発信することが大切である。
 - ◎ 若い頃から裁判に触れてもらう機会を増やすことはできないか。例えば、教育委員会を通じ法廷傍聴をアナウンスし、傍聴してもらうことはできないか。
 - 傍聴となるとハードルが高くなるため、裁判所見学ツアーを企画して継続的に行うことはできないか。
 - 裁判員候補者名簿に登載された方に対し、裁判員裁判の傍聴を案内してはどうか。
 - 裁判員候補者が辞退したことで、裁判員裁判に支障を来したことはないのか。
 - 辞退率は高くなったが、裁判員裁判が実施できないような状況になったことはない。
- (3) 議題2：新型コロナウイルス感染拡大防止の取組について
福岡地方裁判所における取組状況について、総務課長から説明がなされた。
- (4) 次回テーマについて
民事訴訟手続のIT化